



## 出版権法案

提出者

原 夫次郎君

加藤 知正君

山本 儀重君

星島 二郎君

増田 義一君

工藤 鐵雄君

山下 谷次君

(以上一月二十六日提出)

## 日華間定期航空開始ニ關スル建議案

提出者

永田 良吉君

宮脇 長吉君

上原平太郎君

原口初太郎君

原 惣兵衛君

土倉 宗明君

江藤源九郎君

土井 権大君

内野辰次郎君

八角 三郎君

中島知久平君

## 民間飛行士優遇ニ關スル建議案

提出者

永田 良吉君

上原平太郎君

原 惣兵衛君

江藤源九郎君

内野辰次郎君

八角 三郎君

中島知久平君

土井 権大君

小林 鑄君

(以上一月二十六日提出)

## 菅野善右衛門君

(以上一月二十七日提出)

## 越美線速成ニ關スル建議案

提出者

猪野毛利榮君 三上 英雄君

野田文一郎君 小山 谷藏君

横山 泰造君 豊田 收君

高見 之通君 櫻井兵五郎君

中村 繼男君 松本 忠雄君

伊禮 肇君 矢野庄太郎君

(以上一月二十六日提出)

提出者

猪野毛利榮君 三上 英雄君

河野通治贈位奏請ニ關スル質問主意書

提出者

武知 勇記君

(以上一月二十五日提出)

## 満洲政策ニ關スル質問主意書

提出者

丸山 浪彌君

(以上一月二十六日提出)

## 一去二十六日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

提出者

第二部選出

(以上一月二十六日提出)

## 豫算委員

兒玉右二君 (庄晋太郎君補)

提出者

樋口 典常君

倉敷川改修ニ關スル建議案

提出者

木村 正義君

星島 二郎君

提出者

樋口 典常君

一去二十六日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

第八部選出豫算委員

川崎 克君

一去二十六日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

## 國務院創設ニ關スル決議案

提出者

野田文一郎君 小山 谷藏君

横山 泰造君 豊田 收君

高見 之通君 内藤 敬八君

中村 三之丞君 中川 觀秀君

伊禮 肇君 池田 敬八君

(以上一月二十六日提出)

提出者

鐵道敷設法中改正法律案(政府提出)委員

提出者

秦 豐助君

中島 守利君

八田 宗吉君

三井 德寶君

井阪 豊光君

丹下茂十郎君

鈴木 義隆君

大本貞太郎君

田邊 七六君

綾部健太郎君

横山金太郎君

寺田 市正君

清水徳太郎君

山本 厚三君

林 平馬君

寺田 市正君

小池 仁郎君

山本 厚三君

上塙 司君

司君

豫算委員

佐藤洋之助君

三六〇

左ノ如シ

第八部選出

岡田喜久治君 (川崎克君)

豫算委員

補闕)

左ノ如シ

金光 庸夫君 鈴木 英雄君

木暮武太夫君 堀江正二郎君

兼田 秀雄君 寿原英太郎君

平野桑四郎君 武田徳三郎君

左ノ如シ

請願委員

理事　岡田伊太郎君（委員大崎清作君）

本日理事辭任ニ付其ノ補闕

一昨二十七日委員長及理事互選ノ結果左ノ

如シ

造幣局工場及其ノ附屬設備ノ新營費ニ關

スル法律案（政府提出）外二件委員

委員長　金光　庸夫君

理事　木暮武太夫君

堀川　美哉君

鷲野米太郎君

池田　敬八君

矢野庄太郎君

中川　觀秀君

秦　豐助君

原　惣兵衛君

寺田　市正君

理事　清水徳太郎君

○議長（秋田清君）諸君、是ヨリ會議ヲ開

キマス、土屋清三郎君ヨリ議事進行ニ關ス

ル發言ノ通告ガアリマス、一昨二十六日ノ

會議ニ於ケル發言ニ關スル件トノコトデア

リマス、此場合之ヲ許可致シマス——土屋

清三郎君

〔土屋清三郎君登壇〕

○土屋清三郎君　一昨日私ノ議長ニ對スル

官報號外

昭和八年一月二十九日

衆議院議事速記録第八號

議事日程第一ノ件

發言ノ中ニ、穏カナラザル言葉ガアルカラ

之ヲ取消スヤウニト、青木君カラ議長ヲ

通ジテ私ニ對シテ御要求デアリマシタ、其

際速記錄ヲ調べタ上ニ御答ヲスルト申上げ

テ置キマシタガ、本日速記錄ヲ手ニ致シマ

シタカラ、之ニ依テ議長ノ仰セノ通り明

確ニ御答ヲ致シマス、青木君ノ御指摘ニナ

ラレマシタ點ハニツアルヤウニ思ハレル、

一ツハ議長ガ籍ヲ政友會ニ置イテ、政友會

ト——シテ此邊ノ事情ヲ承知シテ居ラル、

ト云フ、其中ノ政友會ト——ト云フコト

ガイケナイト、斯ウ云フノデアリマス、議

長ハ現ニ籍ヲ政友會ニ置キ、政友會ノ権機

ニ參與シ得ル重要ナル地位ニ在ル人デアリ

マス、隨テ私ノ言葉ノ中ニ、——シテト云

フコトガ穩デナイト云フコトデアルナラバ、

私ノ申上ゲタ意味ニ於テ何等ノ相違ガアリ

マセヌカラ、是ハ青木君ノ御要求ノ通り取

消シマス、次ニ議長ニ對シテ——ノ態度

デアルト言ハレタ、ソレガ議長ヲ侮辱シ

タト、斯ウ云フノデアル、青木君ハ御承知

ガナイデアリマセウガ、一昨々日加藤君ノ

議事進行ニ關スル發言ノ問題ガ起リマシタ

後ニ於テ、吾々ノ同志ハ議長ヲ議長室ニ訪

ネテ、議長ニ注意ヲ促シタノデアリマス、

然ルニ之ニ對スル議長ノ態度ハドウデアル

カト云フト、議長ノ椅子ニ激然ト構ヘテ、

カト云フト、議長ノ椅子ニ激然ト構ヘテ、

法律論ナラバ法律論デ來イト、斯ウ云フ態

度ニアタ、何處ニ和衷協同國事ヲ議スル立

法府ノ議長ノ態度ガアリマスカ……

「何ヲ言テ居ルノダ」ト呼ヒ其他發言

スル者多シ

○議長（秋田清君）　靜肅ニ……

穏カナラザル言葉モ、青木君ノ御希望

ノ通リ綺麗ニ之ヲ取消シマス（拍手）

「ソンナ取消ガアルノカ」「今ノ言葉ガ

副議長ヲ通ジテ、吾々ニ對シテ圓滿ナル解

決ヲ求メテ置キナガラ、其事ガ自分ノ意ニ

滿タズト見ルヤ、マダ副議長ガ交渉ノ最中

ニ於テ、吾々同志ガ協議ノ最中ニ於テ、拔

打的ニ自分ニ有利ナル聲明書ヲ發表シタ

云フコトハ、何タル態度デアリマスカ（何

ダ何ダ）ト呼フ者アリ）何處ニ議長トシテ

眞面目ナ態度ガアリマスカ、是ガ私ガ——

——ノ態度デアルト難ジタ所以デアリマス、

併ナガラ私ノ目的ハ、議長不當ナル態度

ヲ改メテ（不當トハ何ダ）ト呼フ者アリ）嚴

正公平ナル態度ヲ執ラシメ、議會ノ權威ヲ

彌ガ上ニ高カラシムルニアルノデアリマ

ス、隨テ私ノ演説ノ中ノ片言隻語ノ如キハ

問題デハアリマセヌ、青木君ハ此言葉ガ議

長ニ對スル……（何ヲ言フノダ）「取消セ」

ト呼フ者アリ）議長ニ對スル……

ガ、諸君ノ神經ヲ刺戟シ、議長ノ神經ヲ惱

シクト云フコトデアレバ、私ノ大目的ガ議

長ノ反省ヲ求メルニアル以上ハ、此——

——ノ態度云々ノ言葉モ、青木君ノ御希望

ノ通リ綺麗ニ之ヲ取消シマス（拍手）

○議長（秋田清君）　靜肅ニ——

穏カナラザル言葉モ、青木君ノ御希望

ノ通リ綺麗ニ之ヲ取消シマス（拍手）

○議長（秋田清君）　靜肅ニ——

第一　昭和七年法律第一號中改正法律

案（滿洲事件ニ關スル件）（政府提出）

第一條第一項中「帝國鐵道會計法中改正法律案

公債發行ニ關スル件」（政府提出）

第一讀會

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

帝國鐵道會計法中改正法律案

車交通事業ノ資本及其ノ歲入歲出ハ本

會計ノ所屬トス

第二條第一項中「帝國鐵道資本」ヲ「資本」

ニ、「鐵道益金」ヲ「益金」ニ、同條第二項

中「帝國鐵道ノ建設費、改良費」ヲ「鐵道

建設費、鐵道改良費、自動車線設置費」

ニ改ム

一一一

第三條第一項第三號中「鐵道又ハ軌道」ヲ  
「鐵道、軌道又ハ自動車運輸事業」ニ改ム

第五條中「鐵道益金繰入額」ヲ「益金繰入  
額」ニ、「建設費、改良費」ヲ「鐵道建設費、  
鐵道改良費、自動車線設備費」ニ改ム

第七條第一項中「鐵道營業上」ヲ「營業上」  
ニ改ム

### 附 則

本法ハ昭和八年度ヨリ之ヲ施行ス

(政府委員堀切善兵衛君登壇)

○政府委員(堀切善兵衛君) 只今議題トナ  
リマシタ昭和七年法律第一號中改正法律案  
提出ノ理由ヲ説明致シマス、諸君、満洲事  
件ニ關スル經費ニ付キマシテハ、去ル第六  
十一回及第六十二回帝國議會ニ於テ、其財  
源ニ充ツル爲公債ヲ發行スルコトヲ得ル法  
律案ノ成立ヲ見、之ニ依リ本年一月マデノ  
後ノ本年度分竝ニ昭和八年度分ノ經費トシ  
テ、更ニ約二億三千百万圓ヲ必要トスルノ  
デアリマス、而シテ今日ノ財政狀況竝ニ本  
經費ノ性質ニ鑑ミ、從來ノ如ク之ヲ公債財  
源ニ依ルコトト致シマシタ爲メ、現行満洲  
事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關ス  
ル法律案中ノ發行限度ヲ改正増加スルノ必要  
ガアリマスルノデ、本法律案ヲ提出致シタ

ノデアリマス、何卒御審議ノ上御協賛ヲ與  
ヘラレンコトヲ希望スル次第アリマス

(拍手)  
ス(拍手)

○議長(秋田清君) 本案ニ對シテ質疑ノ通  
告ハアリマセヌ、日程第二、右議案ノ審查  
ヲ付託スペキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

○議長(秋田清君) 本案ニ對シテ質疑ノ通  
告ハアリマセヌ、日程第二、右議案ノ審查  
ヲ付託スペキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

### 第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員 ノ選舉

○上田孝吉君 本案ハ政府提出、造幣局工  
場及其ノ附屬設備ノ新營費ニ關スル法律案  
外二件ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望  
ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ勧議ニ御異議  
アリマセヌカ  
(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ  
ス、仍テ勸議ノ如ク決シマシタ、日程第三、  
帝國鐵道會計法中改正法律案ノ第一讀會ヲ  
開キマス、政府ノ趣旨辯明ヲ求メマス

### 第三 帝國鐵道會計法中改正法律 案(政府提出)

第一讀會

昭和七年法律第一號中改正法律案  
昭和七年法律第一號中左ノ通改正ス

〔二億六千萬圓〕ヲ〔四億九千百萬圓〕ニ改  
ム

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
(政府委員堀切善兵衛君登壇)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、  
仍テ勸議ノ如ク決シマシタ、日程第五、六  
大都市ニ特別市制實施ニ關スル法律案ノ第一  
讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ求メ  
マス——提出者本田義成君

○政府委員(堀切善兵衛君) 只今議題トナ  
リマシタ帝國鐵道會計法中改正法律案ニ付  
キマシテ、提出ノ理由ヲ説明致シマス、自

動車交通事業ハ、國家交通網ノ整備ニ有效  
且ツ經濟的ナルコトハ勿論、地方ノ開發、  
產業ノ助長ニ資スル所ガ大ナルモノアリト

考ヘマシタノデ、新タニ昭和八年度以降、  
帝國鐵道ノ事業ニ關聯スル自動車交通事業ノ  
促進ヲ圖ルコト、致シタノデアリマス、而  
シテ本事業ノ經濟モ亦帝國鐵道會計ニ屬セ  
シムルコトヲ適當ト認メマスノデ、本法律  
案ヲ提出シタ次第アリマス、何卒御審議  
御協賛アランコトヲ希望致シマス

第六大都市ニ特別市制實施ニ關スル法律案  
第一條 本法ニ於テ市ト稱スルハ東京市、  
京都市、大阪市、横濱市、神戸市及名  
古屋市ヲ謂フ

### 第一讀會 第一條 市ハ從來ノ區域ニ依リ之ヲ府縣 ノ區域外トス

第三條 市ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法  
令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來  
法令又ハ慣例ニ依リ府縣若ハ市ニ屬ス

ル事務及將來法律勅令ニ依リ市ニ屬ス  
ル事務ヲ處理ス

第四條 市ハ内務大臣之ヲ監督ス

第五條 市制其ノ他ノ法令又ハ慣例ニ依  
リ從來地方長官(東京市ニ在リテハ警  
視總監ヲ含ム) 埼玉縣參事會ノ權限ニ  
屬スル事項ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主  
務大臣又ハ市長之ヲ行フ

〔異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、  
仍テ勸議ノ如ク決シマシタ、日程第五、六  
大都市ニ特別市制實施ニ關スル法律案ノ第一  
讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ求メ  
マス——提出者本田義成君

○上田孝吉君 本案ハ政府提出鐵道敷設法  
中改正法律案ノ委員ニ併セ付託セラレンコ  
トヲ望ミマス

○上田孝吉君 本案ハ政府提出鐵道敷設法  
中改正法律案ノ委員ニ併セ付託セラレンコ  
トヲ望ミマス

### 第一讀會 第一條 市ハ從來ノ區域ニ依リ之ヲ府縣 ノ區域外トス

第三條 市ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法  
令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來  
法令又ハ慣例ニ依リ府縣若ハ市ニ屬ス

ル事務及將來法律勅令ニ依リ市ニ屬ス  
ル事務ヲ處理ス

第四條 市ハ内務大臣之ヲ監督ス

第五條 市制其ノ他ノ法令又ハ慣例ニ依  
リ從來地方長官(東京市ニ在リテハ警  
視總監ヲ含ム) 埼玉縣參事會ノ權限ニ  
屬スル事項ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主  
務大臣又ハ市長之ヲ行フ

第六條 市制其ノ他ノ法令ニ依リ從來府

縣參事會ニ訴願シ得ヘキ事項ハ直ニ之

ヲ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第七條 市ハ市制其ノ他ノ法令ニ依ルモ

ノノ外從來ノ府縣稅及賦金ノ例ニ依リ

市稅及賦金ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第八條 市ハ府縣ト其ノ事務ノ一部ヲ共

同處理スル爲規約ヲ定メ内務大臣ノ許

可ヲ得テ府縣市組合ヲ設タルコトヲ得

府縣市組合ハ法人トス

府縣市組合ノ事務ハ内務大臣ノ指定シ

タル府縣知事又ハ市長之ヲ管理ス府縣

市組合ニ關シテハ府縣制第百二十六條

ノ第一項及第百二十六條ノ四乃至第

百二十六條ノ七ノ規定ヲ準用ス

第九條 市制第百七十條第一項ノ懲戒審

查會ノ組織ニ關シテハ別ニ勅令ヲ以テ

之ヲ定ム

第十條 本法ニ規定スルモノノ外總テ市

制ノ定ムル所ニ依ル

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ爲府縣ニ屬スル財產、營造物

及事業ノ處分竝權利義務ノ歸屬ニ關シ必

要ナル事項ニ付テハ關係アル府縣會及市

會ノ意見ヲ徵シ主務大臣之ヲ定ム

〔本田義成君登壇〕

○本田義成君 特別市制ノ法律案提出ニ關

シマシテ、簡單ニ趣意ヲ申上ゲタイト思フ

ノデアリマス、諸君、六大城市ハ府縣ノ監

督ヲ脱シテ、獨立ノ財政ト行政ヲ確立シ

タイト云フノガ本旨ニナッテ居リマス、此六

大城市ノ中デモ、東京ハ既ニ特別市制ヲ施

行スルト云フノデ、本年ノ議會ニ是非提案

シテ戴キタイコトヲ政府ニ迫テ居ルノデ

ゴザイマス、元來此問題ハ時代ノ進運ニ伴

ウテ、此六大城市ハ府縣ノ監督ヲ免レテ、

獨立ノ行政ト財政ヲ行フト云フコトハ、私

ハ當然ノコト、信ジテ居ルノデゴザイマ

ス、然ルニ政府ハ何故ニ此問題ニ付テ、年々

歲々各都市ガ請願シテ居ルニモ拘ラズ、恬

トシテ此點ニ付テ考慮ヲシナイコトハ、洵

ニ私ハ其當ヲ得ナイト信ジテ居ルノデアリ

マス、最早東京ハ既ニ世界ノ第二ノ地位ニ

位スル程ノ大都市ニナリマシテ、又大阪モ

引續イテ三百万近イ大都市ニナッテ居ルノ

デゴザイマス、京都ト言ヒ、名古屋ト言ヒ、

横濱ト言ヒ、日本ノ大都市デゴザイマシテ、

此機會、此時代ニ、一つ獨立ノ市制ヲ布イ

テ、サウシテ行政上カラ都市ノ發展向上ヲ

期シテ、眞ノ都制ノ面目ヲ一新スルト云フ

ノガ目的ノ本旨ニナッテ居ルノデゴザイマ

ス、私ハ詳シク之ヲ申上ゲタイトノデゴザイ

マスルガ、東京ハ都制案ノ問題ニ付テ非常

ニ研究シテ居リマシテ、實ハ非常ニ都制案

ノ事デ毎日内務省ニ迫テ居ルヤウナ譯デ、

此六大城市ノ特別市制ハ、只今初メテオ前

說明セイト言ハレマシタノデスガ、實ハ十

分ニ研究シテ居リマセヌ、ケレドモ吾々固

ヨリ此問題ハ一日モ早ク是非トモ此機會ニ

實行スルヤウニ、政府ニドウゾ御考慮ヲ願

ヒタイト云フコトヲ御願スル次第デアリマ

ス、簡単ニ此場合ニ、一つ私ハ重要ナル點

ヲ二三申上ゲタイト思ヒマス、此六大城市

ノ府縣ノ監督ヲ脱シタイト云フノハ、實ハ

自治體ノ本領ヲ確立サセルト云フノガ目

的ナノデアリマス、自治ノ發展ヲ期スル

ト云フノガ原則ニナッテ居ルノデアル、大

都市ガ二重ノ監督ヲ受ケテ居テハ、實ニ

非常ナ、自治ノ發展向上上ニ不便ガア

ク自治體ノ本領ヲ確立サシタイ、此自治體

ノ機能ノ本領ヲ確立サシムルニ

安定スル、國家ノ基礎ヲ安定ナサシムルニ

ハ、自治體ノ確立ガ必要デアルト云フノガ、此

府縣ノ監督ヲ脱却シタイト云フ原因ニナッ

テ居ルノデゴザイマス、又此監督ヲ今日脱

シテ、六大城市ノ特別市制ヲ確立スルト云

スコトハ、現代ノ時代ノ要求デアル、ドウ

シテモ此機會ニツ確立スルヤウニシテ戴

キタイト云フノガ原則デアリマスルカラ、ド

ウゾ此意味ニ於テ速ニ、一日モ早ク實行ノ

出來ルヤウニ希望シテ、此壇ヲ去ル次第デ

アリマス(拍手)

○上田孝吉君 本案ハ議長指名十八名ノ委

員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議

アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、

仍テ動議ノ如ク決シマシタ――日程第六、

少年教護法案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出

者ノ趣旨辯明ヲ許シマス――提出者、荒川

五郎君

第六 少年教護法案(荒川五郎君外六

十六名提出)

第一讀會

少年教護法

少年教護法

第一條 本法ニ於テ少年ト稱スルハ十四

歳ニ満タザル者ニシテ不良行爲ヲ爲シ

又ハ不良行爲ヲ爲ス虞アルモノヲ謂フ

少年法ニ依ル保護處分ノ實施セラレザ

ル地區ニ於テハ前項ノ年齢ヲ十八歳ト

ス

第八條第一項第二號ノ場合ニ於テハ其ノ年齢ヲ十八歳未満トス

置スベシ

前項少年教護院ノ數及收容定員ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

國ハ必要ノ場所ニ少年教護院ヲ設置ス

國立教護院ニハ教護事務ニ從事スル職員養成所ヲ附設ス

第三條 少年教護院ニ於ケル教護ノ本旨、教科、設備及職員ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 道府縣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ少年ノ保護方法ヲ鑑別スル爲少年鑑別所ヲ設置ス

少年教護院ニ附設スルコトヲ得

少年人シテ適當ニ親權又ハ後見ヲ行フモノナキ者

可ヲ受クベシ

第五條 道府縣立教護院及道府縣立鑑別所ハ地方長官、國立教護院及國立鑑別所ハ内務大臣之ヲ管理ス

第六條 道府縣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ少年保護ノ爲少年保護員ヲ置クベシ

第七條 國道府縣ニ非ざル者少年教護院ヲ設置セントスルトキハ内務大臣ノ認

第十條 内務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ教護院出院後ト雖當該

第十八條 地方長官左記各號ノ一一該當シタル者

教護ノ必要アリト認ムルトキハ之ヲ道府縣立教護院ニ入院セシムベシ

一 少年ニシテ適當ニ親權又ハ後見ヲ行フモノナキ者

二 少年ニシテ適當ニ親權又ハ後見人ヨリ入院ノ出願アリタル者

三 認可教護院長ヨリ入院ノ申請アリタル者

入院ノ申請アリタル者

院セシムルコトヲ得

前項費用ノ徵收ハ必要ニ應ジ納付義務

者ノ居住地又ハ財產所在地ノ地方長官又ハ市町村長ニ之ヲ嘱託スルコトヲ得

第十三條 入院者ノ在院期間ハ満二十歳ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十四條 學校長、市町村長、少年保護員又ハ警察署長第八條第一項第一號ニ適當ナル施設若ハ家庭ニ委託シ又ハ少年保護員ノ監督ニ付スルコトヲ得

地方長官ハ前項ノ外認可教護院其ノ他適當ナル施設若ハ家庭ニ委託シ又ハ少年保護院ニ附設スルコトヲ得

立教護院ニ入院セシムベシ

少年ニ對シ適當ノ保護監督ヲ行フベシ  
第十一條 内務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前三條ノ處分ヲ解除シ又ハ變更スルコトヲ得

第十二條 認可教護院ハ親權者又ハ後見人ヨリ教護ヲ委嘱セラレタル少年ヲ入

院セシムルコトヲ得

前項費用ノ徵收ハ必要ニ應ジ納付義務

者ノ居住地又ハ財產所在地ノ地方長官又ハ市町村長ニ之ヲ嘱託スルコトヲ得

第十三條 入院者ノ在院期間ハ満二十歳ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十四條 學校長、市町村長、少年保護員又ハ警察署長第八條第一項第一號ニ適當ナル施設若ハ家庭ニ委託シ又ハ少年保護員ノ監督ニ付スルコトヲ得

地方長官ハ前項ノ外認可教護院其ノ他適當ナル施設若ハ家庭ニ委託シ又ハ少年保護院ニ附設スルコトヲ得

立教護院ニ入院セシムベシ

第十一條ニ依リ變更處分ニ付セラレタ  
ル者ハ在院者ト看做ス  
第十七條 内務大臣又ハ地方長官ハ本人又ハ扶養義務者ヨリ在院委託及一時保

護ニ要シタル費用ノ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得

前項費用ノ徵收ハ必要ニ應ジ納付義務

者ノ居住地又ハ財產所在地ノ地方長官又ハ市町村長ニ之ヲ嘱託スルコトヲ得

第十三條 入院者ノ在院期間ハ満二十歳ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十四條 學校長、市町村長、少年保護員又ハ警察署長第八條第一項第一號ニ適當ナル施設若ハ家庭ニ委託シ又ハ少年保護員ノ監督ニ付スルコトヲ得

地方長官ハ前項ノ外認可教護院其ノ他適當ナル施設若ハ家庭ニ委託シ又ハ少年保護院ニ附設スルコトヲ得

立教護院ニ入院セシムベシ

市町村長第十五條ノ一時保護ヲ爲シ又

ハサシメタルトキハ其ノ費用ハ市町

村費ヲ以テ一時之ヲ立替フベシ

第二十一條 國庫ハ前條第一項道府縣ノ

支出ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ四分

ノ一乃至三分ノ一ヲ補助ス

認可教護院ノ支出ニ付亦前項ヲ適用ス

國庫ハ道府縣立教護院職員ノ俸給ヲ負

擔ス

第二十二條 教護院ノ用ニ供スル土地建

物ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ爲

ノ登記ニ付テハ登錄稅ヲ課セズ

第二十三條 認可教護院ノ用ニ供スル土

地建物ニ對シテハ租稅其ノ他ノ公課ヲ

課セズ但シ有料ニテ之ヲ使用セシメタ

ル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四條 認可教護院本法若ハ本法ニ

基キ發スル命令又ハ認可ノ條件ニ違反

シタルトキハ内務大臣ハ認可ヲ取消ス

コトヲ得

第二十五條 教護院長ハ在院者ノ學力ヲ

考査シ小學校ノ教科ヲ修了シタル者ト

認定スルコトヲ得

前項ノ認定ヲ受ケタル者ハ他ノ法令ノ

適用ニ關シテハ小學校ヲ卒業シタル者

トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在テ

ハ之ニ準ズベキモノトス

第二十七條 少年ノ教護處分ニ付セラレ

タル事項又ハ教護中ノ少年ノ行爲ニ關

スル事項ハ其ノ敍述形式ノ如何ニ拘ラ

ズ之ヲ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ掲載ス

ルコトヲ得ズ但シ教育ノ目的ノ爲ニス

ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ違反シタルトキハ新聞紙

ニ在リテハ編輯人及發行人、其ノ他ノ

出版物ニ在リテハ著作者及發行者ヲ一

年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處

ス

### 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

感化法ハ之ヲ廢止ス

感化法第四條ノ規定ニ依ル代用感化院ハ

第七條ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做

ル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四條 認可教護院本法若ハ本法ニ

基キ發スル命令又ハ認可ノ條件ニ違反

シタルトキハ内務大臣ハ認可ヲ取消ス

コトヲ得

道府縣ハ本法施行ノ日ヨリ五年間前項ノ

教護院ヲ道府縣立教護院ニ代用スルコト

ヲ得

本法施行ノ際現ニ國立感化院道府縣立感

化院又ハ代用感化院ニ在院スル者ハ本法

ト看做ス  
ニ依リ入院セシメタル者ト看做ス

〔荒川五郎君登壇〕

○荒川五郎君 少年教護法提案ノ理由ヲ簡

單ニ説明致シマス、豫メ申上ゲテ置キマス

ガ、少年法トノ關係ニ於テ、何カ少年法ニ

衝突スルトカ、或ハ少年法ノ範圍ヲ侵スヤ

ウニ考ヘラレテ居ル人ガアルカニ承リマス

ガ、併シ少年法ハ刑事政策ニ基イタモノデ

アリマシテ、本法案ハ社會政策カラ出タモ

ノデアリマス、社會政策の一體ノ變則ナ教

育デアリマスノデ、兩者根本ノ相違ガアル

ノミナラズ、此法ノ改正ニ依リテ、少年法

モ相俟テ、各其目的ヲモ達シ得ル便宜方

アルノデアリマスカラ、此點豫メ御了解ヲ

願ウテ置キタイ、大要説明申上ゲレバ其趣

意モ分ルコト、存ジマス

諸君、野火燒ケドモ竭キズノ語ノ通り、

秋ノ野邊ノ枯草、燒イテモ其根ガアル以上

ハ、春ヲ待テ芽ガ生エ、一層繁茂致シマ

ス、現下ノ各方面ニ於ケル此社會的不安

トハ一層必要デアリ、又效果的デアルコト

ハ申スマデモアリマセヌ、所謂治療ノ「ボ

ンド」ヨリハ豫防ノ「オンス」デアリマス

年々國費地方費ノ增加ヲ來ス上ヨリモ、將

モ、是等枯草ヲ燒ク社會表面ノ其事ニ專心

スルヨリモ、此社會國家ノ永遠根本ノ方策

ニ力ヲ入レルコトハ、政治上賢明ノ策ト思

フノデアリマス、殊ニ此少年不良化ノ問題

タ一般國民ノ疑惧損害ノ點カラ考慮致シテ

モ、是等枯草ヲ燒ク社會表面ノ其事ニ專心

スルヨリモ、此社會國家ノ永遠根本ノ方策

ニ力ヲ入レルコトハ、政治上賢明ノ策ト思

フノデアリマス、殊ニ此少年不良化ノ問題

デアリマスガ、現時政府ノ正確ナル調査ガ

出來テ居ナイ爲ニ、確實ナルコトハ申スコ

トガ出來マセヌケレドモ、今日全國ノ不良

分子ハ年々非常ニ増加致シマシテ、其警察

ノ眼ニ留ミテ居ル所謂不良化青年ト稱スル

者モ、實ニ十万以上ニ及ブト稱セラレテ居

ルノデアリマス、而シテ此多數ノ中デ、今

感化院ヤ、矯正院其他ノ保護團體デ收容教

護シテ居ル者ハ、合計僅ニ四千餘名ニ止

テ居ル、洵ニ微々タル狀態デアリマシテ、

同ジク收容教護ヲ要スベキ大多數ノ少年

ガ、街頭ニ放タレテ居る有様ハ、諸君之ヲ

如何ニ見ラル、カ、果シテ此儘ニ看過シテ

ヤ、害毒ヲ壓迫防止スル刑事政策、警察政

治モ、固ヨリ其必要デアルコトハ申スマデ

モアリマセヌガ、併シ其由ツテ來ル根本ニ

遡テ、其源泉ヲ清メルコトニ努力スルコ

トハ一層必要デアリ、又效果的デアルコト

ハ申スマデモアリマセヌ、所謂治療ノ「ボ

ンド」ヨリハ豫防ノ「オンス」デアリマス

而シテ是等少年ノ不良化ノ原因ハ、或ハ

家庭、或ハ學校、又ハ社會、ソレ等ノ環境カラ造出サレタモノデアリマシテ、是等少年ノ惡化ヲ未然ニ防止シ、又其惡化セル者ノ教化遷善ノ仕事ハ、當ニ國家ノ重要ノ義務デナクテナリマセヌ、然ルニ是等大多數ノ者ヲ放任シテ居ルバカリデハナイ、現ニ國家ハ小學兒童ニ對シテモ、小學兒童ノ不良行爲ガアレバ、停學ニ處分スルト云フ、コンナ矛盾シタ規定サヘモ、今日尙ホ存シテ居ルノデアリマシテ、ソレ等少年ノ救護矯正ニ對シテ、國家當然ノ責務デアルト云フ感ガ甚ダ乏シイヤウニ考ヘラル、ノデアリマス  
抑、少年ノ不良化ヲ防止スル爲ニハ、家庭教育ヲ改善振興シ、或ハ學校外ノ教護監督ノ方法ヲ圖リ、又學校教育モ是ト共ニ革新シ、更ニ社會ノ改善ニモ力ヲ用ヒル等、諸種ノ問題ガアリマスケレドモ、特ニ少年ノ不良化ヲ其初期ニ發見シテ、其幼少ノ時代ニ於テ、早ク溫情アル教育的方法ニ依テ之ヲ教化スルコトガ、最モ必要アリ、得策デアルコトヘ申スマデモアリマセヌ  
現行ノ感化法ハ徒ニ歐米諸國ノ執タヤウナ聲ニ微ハナイデ、即チ主トシテ十四歳未滿ノ少年ヲ、刑事的處分ニ委スルコトナクシテ、之ヲ社會政策的ニ行政處分トシテ、

地方長官ニ依テ之ヲ感化院ニ送り、又教護スルニモ自由ヲ束縛シナイデ、極メテ教育十三年ノ制定デアリマシテ、爾來丁度三十三箇年間、其間僅ニ二度ノ改正ガアリマシタケレドモ、一度ハ單ナル施行期日ノ問題又一度ハ少年法ヲ施行スルニ付テ、其關係上年齢ノ變更ヲ要スル爲メ、唯此微細ナル二箇條ノ改正ガアリタノミデ、何等根本的ノ改正ニハ觸レナカタノデアリマス、併シ此三十三箇年ノ間ニ於テ、此不備ナル法律デアリマシテモ、幸ニ當事者ハ極メテ獻身的奉仕的ニ、不斷ノ努力ヲ拂テ、實際ノ成績ハ相當ニ舉テ居ルノデアリマスガ、何分此長日月ノ間ニ、社會一般ノ狀態ハ實ニ非常變化ヲ致シテ居リマシテ、教育、思想其他ノ著シイ變革ヲモ來シテ居リマスニ拘ラズ、此感化法ガ依然舊態ノ儘ナルコトハ、此方面ノ大切ナ進展ヲ妨ゲテ居ルコトガ頗ル多イノデアリマス

今此感化法ヲ改正セネバナラムト云フ、其諸點、箇條等ハ、一々申上ゲルコトハ差控ヘマスガ、是迄ハ少年ノ不良化ヲ初期ニ發見シテ、之ニ對シテ適當ナ處置ヲ講ズルト云フ、大切ナコトガ顧ラレテ居ナカッタ

ノデアリマスカラ、是ガ規定ヲ加ヘ、又從來感化院内ニ收容スルニシマシテモ、如何ナシニ、十把一束的ニ一樣ニ取扱テ、現代ノ進歩セル科學的ノ方法デ、心理學的醫學的ノ鑑別ヲ爲スト云フヤウナ方法ガ缺テ居タノデアリマス、是等ヲ斯様ナ、今日ノ進歩シタ科學的ノ方法テ分類收容スルヤウナ法ヲ立テルコトヘ、感化ノ目的ヲ達スルニモ大事ナコト、思ヒマス、又院内ノ保護ノミニ限リマセヌ、其他ノ方面ニ於テモ、段々考慮ヲ要スルコトガアリマス、又院内教護ニ致シマシテモ、銀行法規デハ何等教護ノ本旨ヤ、其他ノ根本規定ガ更ニナイノデアリマスカラ、ソレガ勝手區々ニナッテ、其目的ハ貫徹セラレテ居ナイ憾モアリマスカラ、今ヤ多年ノ經驗ニ基イテ、是等根本規定ヲ定メル必要ガアルノデアリマス、又現在ノ收容力デハ、到底其目的ヲ達セラレマセヌカラ、從來何等規定ノ無キ私立或ハ市町村立ノ施設トカ、其他之ヲ獎勵助成スル方法ナドハ、當然國家方爲スベキ重大ナ事デアリマシテ、殊ニ此案ハ一種ノ變則的ナ教育デアリマス、謂ハマ家庭ト學校トヲ一緒ニシタヤウナモノデアリマシテ、隨テ其學校教育タル部面ニ於テハ、國民教育ノ再造ヲ以

テ任ジテ居ルベキモノデアリマシテ、隨テ之ニ對シテヘ、小學校ト同様ノ權限ヲ認ムルノ必要ハ當然デアリマスカラ、之ニ或ハ卒業ヤ修業ノ認定權ヲ與ヘテ、サウシテ彼等收容者ニ、前途ニ普通ノ人間トシテ世ノ中ニ立チ得ルヤウナ道ヲ開イテヤル等ノコトハ、極メテ必要デアリマスル、其他此特殊困難ナ事業ニ當ル奉仕者ヲ、國庫待遇ヲスル等ヤ、又法文等ノ不明瞭ナ點ヤ、或ハ不適當ナ點モアリマスカラ、ソレ等モ併セテ改正シナケレバナラヌ大切ナコトデアリマス、仍テ私共ハ今回全國感化教育ノ實際化ニ付テ、多年ノ體驗ニ基ク現行感化法ノ不備ヲ徵シテ其意見ヲ求メ、又一面ニ於テハ各方面ノ心理學者ヤ、又教育家、醫學者、法律家ト云フヤウナ各方面ノ公平ナル意見ヲモ聽取致シマシテ、慎重ナ考究ヲ遂ゲテ、茲ニ七十名ニ近キ多數ノ諸氏ト共ニ、多クノ御賛成ヲ得テ本案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス

斯ク本案ハ社會政策的、一種特別ノ教育ヲ以テ國民ヲ生カスト云フ、極メテ國家重要ノ事業タルパカリデハアリマセヌ、經濟的ニ考察致シマシテモ、此少年ヲ、惡化ノ進行スル儘ニ放置シテ置キマスレバ、其結果多額ノ經費ヲ自然ニ要スルヤウニナルノ

デアリマシテ、ソレヲ感化可能ノ時代ニ於テ、多數之ヲ改心セシムルコトハ、即チ本案ノ最モ重要性ヲ有、テ居ルモノデアリマス。以上ノ如ク、國家トシテハ之ヲ教育上ヨリ見マシテモ、經濟上ヨリ見マシテモ、現行感化法ヲ改正シテ、初期ノ不良少年ヲ最モ有效的ニ教護スル方面ニ大ニ力ヲ用ヒ、サウシテ現行感化法ヲ根本的ニ改正シタイト企テタ次第デアリマス、幸ニ此案ガ成立致セバ、即チ此案ト唇齒輔車ノ關係ニアルト言フテモ宜イ少年法ト、相一致協力シテ全般的ニ社會ノ廓清改善ノ目的ガ達セラル、所少クナイト思フノデアリマス。

○上田孝吉君 本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第七、傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乘車船優遇ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者江藤源九郎君

新六ト云フ者ガ、本郷春木町ノ一帯、千何軒ヲ燒イタノデアリマス、其事實ニ促進セラレテ、此感化法ハ出來タノデアリマス、又近ク一少年ガ、東京附近デ各地ヲ燒キ拂ヒタルモノハ、實ニ二百万圓以上ニ上テ居ニ、社會各方面ニ斯様ナル甚大ナ結果ヲ持來シタ事實ハ勘クナイノデアリマス、併シ此法案ノ眞ノ精神ハ、斯ル經濟的、功利的ノ考察ノミデ致スノデハアリマセヌ、我ガ國家社會ノ前途ニ心ヲ寄セネバナリマセ

又、吾々爲政家ト致シテハ、洵ニ一日モ等閑ニ附スルコトガ出來ナイコトデアルケレドモ、案外ニ世間カラ之ヲ顧正スト云フ大事ナ此方面ノ事ガ顧ミラキマスガ、此芽生ヘニ摘ミ、卯ノ時ニミラレヌ、大人ノ事ハ相當ノ注意ガ居レナイト云フコトハ、洵ニ聖代ノ遺憾事ト謂ハナケレバナリマセヌ、何卒滿堂、國家ノ前途ニ心ヲ寄セラル、皆様ノ切ニ御贊助、是ガ成立ニ力ヲ御盡シ下サランコトヲ切ニ御願申上ゲル次第デアリマス(拍手)

第一條 本法ニ於テ鐵道トハ國有鐵道(連絡航路及自動車線ヲ含ム)、一般交通ノ用ニ供スル地方鐵道及軌道並南滿洲株式會社所屬ノ鐵道ヲ謂ヒ自動車ト

ハ一般交通ノ用ニ供スル爲路線ヲ定期ニ運行シテ旅客ヲ運送スル自動車

ニシテ命令ヲ以テ指定スルモノヲ謂フ

第二條 本法ニ於テ船舶トハ一般交通ノ用ニ供スル爲航路ヲ定メ定期ニ航行シ

テ旅客ヲ運送スル船舶ニシテ命令ヲ以テ指定スルモノヲ謂フ

第三條 傷痍軍人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ增加恩給受給者及一時賜金受給者中症狀重キ者ニ在リテハ無質、症狀輕キ者ニ在リテハ旅客運賃ノ五割引ニテ鐵道及自動車ニ乗車スルコトヲ得

第四條 傷痍軍人ニシテ傷痍、疾病又ハ老齡等ノ爲他人ノ扶助ヲ要スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ附添人一名ヲ限り當人相當ノ無質又ハ旅客運賃割引ニテ之人相伴スルコトヲ得

第五條 戰公傷病死者ノ遺族ハ命令ノ定ムル所ニ依リ靖國神社大祭若ハ招魂祭ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 簡單デアレバ許可致シマス

○江藤源九郎君 議席ヨリ説明ヲ御許ヲ願ヒマス

○江藤源九郎君 本案ハ前議會ニ於キマシテ、滿場一致通過シタ案デアリマスカラ、

説明ヲ省略致シタイト思ヒマス、何卒滿場一致、傷痍軍人並ニ遺族ノ爲ニ御協賛アラシコトヲ切ニ御願致シマス(拍手)

○上田孝吉君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

第一條 第三條第四條及第五條ニ掲タル規定ニ依リ無質ニテ乗車シ得ル旅行ニ相當スルトキハ旅客運賃ノ五割引、

五割引運賃ニテ乗車シ得ル旅行ニ相當スルトキハ旅客運賃ノ二割引ニテ乗船スルコトヲ得

第六條 第三條第四條及第五條ニ掲タル規定ニ依リ無質ニテ乗車シ得ル旅行ニ相當スルトキハ旅客運賃ノ五割引ニテ鐵道及自動車ニ乗車スルコトヲ得

二參拜ノ爲又ハ遺骨ノ出迎受領等ノ爲旅行スルトキハ其ノ往復ニ限り無質又ハ旅客運賃ノ五割引ニテ鐵道及自動車ニ乗車スルコトヲ得

第一條 本法ニ於テ鐵道トハ國有鐵道(連絡航路及自動車線ヲ含ム)、一般交通ノ用ニ供スル地方鐵道及軌道並南滿洲株式會社所屬ノ鐵道ヲ謂ヒ自動車ト

ハ一般交通ノ用ニ供スル爲路線ヲ定期ニ運行シテ旅客ヲ運送スル自動車

ニシテ命令ヲ以テ指定スルモノヲ謂フ

第二條 本法ニ於テ船舶トハ一般交通ノ用ニ供スル爲航路ヲ定メ定期ニ航行シ

テ旅客ヲ運送スル船舶ニシテ命令ヲ以テ指定スルモノヲ謂フ

第三條 傷痍軍人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ增加恩給受給者及一時賜金受給者中症狀重キ者ニ在リテハ無質、症狀輕キ者ニ在リテハ旅客運賃ノ五割引ニテ鐵道及自動車ニ乗車スルコトヲ得

第四條 傷痍軍人ニシテ傷痍、疾病又ハ老齡等ノ爲他人ノ扶助ヲ要スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ附添人一名ヲ限り當人相當ノ無質又ハ旅客運賃割引ニテ之人相伴スルコトヲ得

第五條 戰公傷病死者ノ遺族ハ命令ノ定ムル所ニ依リ靖國神社大祭若ハ招魂祭ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 簡單デアレバ許可致シマス

○江藤源九郎君 議席ヨリ説明ヲ御許ヲ願ヒマス

○江藤源九郎君 本案ハ前議會ニ於キマシテ、滿場一致通過シタ案デアリマスカラ、

説明ヲ省略致シタイト思ヒマス、何卒滿場一致、傷痍軍人並ニ遺族ノ爲ニ御協賛アラシコトヲ切ニ御願致シマス(拍手)

○上田孝吉君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

第一條 第三條第四條及第五條ニ掲タル規定ニ依リ無質ニテ乗車シ得ル旅行ニ相當スルトキハ旅客運賃ノ五割引ニテ鐵道及自動車ニ乗車スルコトヲ得

二參拜ノ爲又ハ遺骨ノ出迎受領等ノ爲旅行スルトキハ其ノ往復ニ限り無質又

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

松定吉君外三名提出) 第一讀會

第一讀會

ヘキ行爲アルコトヲ知リタルトキ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、  
仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第八乃至  
至第十五ハ便宜上一括議題トナスニ御異議

アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

第十四 計量士法案 (一松定吉君外三  
名提出) 第一讀會

第一讀會

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、  
仍テ日程第八、行政執行法中改正法律案、  
日程第九、刑事訴訟法中改正法律案、日程第  
十、刑事訴訟法中改正法律案、日程第十一、  
身元保證ニ關スル法律案、日程第十二、利  
息制限法中改正法律案、日程第十三、嫡出  
子又ハ庶子ニ非サル子ノ名稱ニ關スル法律  
案、日程第十四、計量士法案、日程第十五、  
度量衡法中改正法律案、右ヲ一括シテ第一  
讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シ  
マス——提出者一松定吉君

第十五 度量衡法中改正法律案 (一松  
定吉君外三名提出) 第一讀會

第一讀會

日程第九、刑事訴訟法中改正法律案、日程第  
十、刑事訴訟法中改正法律案、日程第十一、  
身元保證ニ關スル法律案、日程第十二、利  
息制限法中改正法律案、日程第十三、嫡出  
子又ハ庶子ニ非サル子ノ名稱ニ關スル法律  
案、日程第十四、計量士法案、日程第十五、  
度量衡法中改正法律案、右ヲ一括シテ第一  
讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シ  
マス——提出者一松定吉君

行政執行法中改正法律案

行政執行法中改正法律案

日程第九、刑事訴訟法中改正法律案、日程第  
十、刑事訴訟法中改正法律案、日程第十一、  
身元保證ニ關スル法律案、日程第十二、利  
息制限法中改正法律案、日程第十三、嫡出  
子又ハ庶子ニ非サル子ノ名稱ニ關スル法律  
案、日程第十四、計量士法案、日程第十五、  
度量衡法中改正法律案、右ヲ一括シテ第一  
讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シ  
マス——提出者一松定吉君

行政執行法中改正法律案

行政執行法中改正法律案

日程第九、刑事訴訟法中改正法律案、日程第  
十、刑事訴訟法中改正法律案、日程第十一、  
身元保證ニ關スル法律案、日程第十二、利  
息制限法中改正法律案、日程第十三、嫡出  
子又ハ庶子ニ非サル子ノ名稱ニ關スル法律  
案、日程第十四、計量士法案、日程第十五、  
度量衡法中改正法律案、右ヲ一括シテ第一  
讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シ  
マス——提出者一松定吉君

行政執行法中改正法律案

行政執行法中改正法律案

日程第九、刑事訴訟法中改正法律案、日程第  
十、刑事訴訟法中改正法律案、日程第十一、  
身元保證ニ關スル法律案、日程第十二、利  
息制限法中改正法律案、日程第十三、嫡出  
子又ハ庶子ニ非サル子ノ名稱ニ關スル法律  
案、日程第十四、計量士法案、日程第十五、  
度量衡法中改正法律案、右ヲ一括シテ第一  
讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シ  
マス——提出者一松定吉君

行政執行法中改正法律案

行政執行法中改正法律案

日程第九、刑事訴訟法中改正法律案、日程第  
十、刑事訴訟法中改正法律案、日程第十一、  
身元保證ニ關スル法律案、日程第十二、利  
息制限法中改正法律案、日程第十三、嫡出  
子又ハ庶子ニ非サル子ノ名稱ニ關スル法律  
案、日程第十四、計量士法案、日程第十五、  
度量衡法中改正法律案、右ヲ一括シテ第一  
讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シ  
マス——提出者一松定吉君

行政執行法中改正法律案

行政執行法中改正法律案

日程第九、刑事訴訟法中改正法律案、日程第  
十、刑事訴訟法中改正法律案、日程第十一、  
身元保證ニ關スル法律案、日程第十二、利  
息制限法中改正法律案、日程第十三、嫡出  
子又ハ庶子ニ非サル子ノ名稱ニ關スル法律  
案、日程第十四、計量士法案、日程第十五、  
度量衡法中改正法律案、右ヲ一括シテ第一  
讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シ  
マス——提出者一松定吉君

行政執行法中改正法律案

行政執行法中改正法律案

日程第九、刑事訴訟法中改正法律案、日程第  
十、刑事訴訟法中改正法律案、日程第十一、  
身元保證ニ關スル法律案、日程第十二、利  
息制限法中改正法律案、日程第十三、嫡出  
子又ハ庶子ニ非サル子ノ名稱ニ關スル法律  
案、日程第十四、計量士法案、日程第十五、  
度量衡法中改正法律案、右ヲ一括シテ第一  
讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シ  
マス——提出者一松定吉君

行政執行法中改正法律案

行政執行法中改正法律案

日程第九、刑事訴訟法中改正法律案 (一松  
定吉君外三名提出) 第一讀會

第一讀會

速記ヲ翻譯セシメタル後之ヲ供述者ニ  
讀聞カサシメ又ハ供述者ヲシテ之ヲ閱  
覽セシムヘシ

一 被用者ニ要スル費用ハ請求者ノ負擔

トシ其ノ金額ヲ豫納セシムヘシ

二 被用者ノ任務又ハ任地ヲ變更シ之  
カ爲身元保證人ノ責任ヲ加重シ又ハ

其ノ監督ヲ困難ナラシムルトキ

前項ノ費用ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ  
之ヲ定ム

刑事訴訟法中改正法律案

第四條 身元保證人前條ノ通知ヲ受ケタ  
ルトキハ將來ニ向テ解約ノ申入ヲ爲ス

但シ豫審判事ハ豫審ノ進行ヲ妨ケサル  
限り許可ヲ拒ムコトヲ得ス

コトヲ得若即時此ノ申入ヲ爲ササルト  
キハ解約ノ權利ヲ失フ

第三百三條第三項ニ左ノ但書ヲ加フ

第五條 本法ノ規定ニ反スル契約ハ總テ  
身元保證ニ關スル法律案

但シ豫審判事ハ豫審ノ進行ヲ妨ケサル  
限り許可ヲ拒ムコトヲ得ス

第六條 引受人、保證人其ノ他名稱ノ如  
何ヲ間ハス期限及金額ヲ定メスシテ被  
用者ノ行爲ニ因リ使用者ノ受ケタル損  
害ヲ賠償スルコトヲ約スル身元保證契  
約ハ其ノ成立ノ日ヨリ二年間效力ヲ有  
ス但シ商工業見習者ノ身元保證ニ付テ  
ハ之ヲ五年トス

第七條 売買ノモノトシニ改ム

第八條 利息制限法中左ノ通改正ス

第八條 利息制限法中左ノ通改正ス

第九條 利息制限法中改正法律案

第九條 利息制限法中改正法律案

第十條 利息制限法中改正法律案

第十條 利息制限法中改正法律案

第十一條 利息制限法中改正法律案

第十一條 利息制限法中改正法律案

第十二條 利息制限法中改正法律案

第十二條 利息制限法中改正法律案

第十三條 利息制限法中改正法律案

第十三條 利息制限法中改正法律案

第十四條 利息制限法中改正法律案

第十四條 利息制限法中改正法律案

第十五條 利息制限法中改正法律案

第十五條 利息制限法中改正法律案

第十六條 利息制限法中改正法律案

第十六條 利息制限法中改正法律案

第十七條 利息制限法中改正法律案

第十七條 利息制限法中改正法律案

第十八條 利息制限法中改正法律案

第十八條 利息制限法中改正法律案

第十九條 利息制限法中改正法律案

第十九條 利息制限法中改正法律案

第二十条 利息制限法中改正法律案

第二十条 利息制限法中改正法律案

第二十一条 利息制限法中改正法律案

ヲ併科ス



シタルトキニ限り第二條第一項第二號ノ規定ニ拘ラス計量士試験委員ノ銓衡ヲ經テ計量士タル資格ヲ有ス

## 度量衡法中改正法律案

## 第九條ノ二 計量士ノ行フ検査、調査ニ

係ル使用中ノ度量衡器又ハ之ニ依ル諸  
量若ハ商品量目ニ付テノ検定及取締ハ

之ヲ省略ス

ヲ以テ之ヲ定ム

附則

〔一松定吉君登壇〕

○一松定吉君　只今上程致サレマシタ日程第八乃至第十五ニ對シマシテ、順次提案ノ

理由ヲ説明致シタイノデアリマス

日程第八ノ行政執行法中改正法律案、是

者ヲ同一事由ヲ以テ再ヒ検束スルコトヲ得

アリマス、諸君モ御承知ノ如ク、警察官

方無辜ノ民ヲ不法ニ拘束ヲ致シマシテ、人權蹂躪ヲ致シテ居リマスルコトガ、非常ニ多

アリマシタ爲ニ、私共ハ諸君ノ御協贊ヲ得マシテ、五十九議會ニ違警罪即決例改正

法律案ヲ提出致シタノデアリマシタ、幸ニ貴衆兩院トモ満場一致デ、是ガ通過致シマシテ、時ノ内務大臣安達謙藏氏ニ依リマシテ、是ガ實施セラレ、今日ニ於テハ其改正ノ結果、警察官ガ無辜ノ民ヲ不法ニ拘束スルト云フ弊害ハ取除カレタノデアリマス、然ルニ一面此法律ガ改正セラレマシタス、警察官ガ此違警罪即決例ノ濫用ガ出來爲ニ、警察官ヲ踩躡シテ居ルカト言ヒマスルト、ナイヤウニナツタ結果、ドウ云フヤウニシテ人權ヲ踩躡シテ居ルカト言ヒマスルト、此行政執行法ノ第一條ヲ以テ、頻ニ不當檢束ヲヤッテ居ルコトガ今日ノ實情デアリマス、ドウ云フコトヲヤッテ居ルカト言ヒマスルト、御承知ノ通リニ行政執行法ハ、保護檢束竝ニ豫防檢束ノ二種類ガ認メラレテ居リマシテ、保護スル必要ノアル者、例ヘバ酒ニ醉拂テ街頭ヲ横行闊歩シテ居ルヤウナ者、或ハ自殺ヲスル虞ノアルヤウナ者ヲ保護スル必要ガアル時ニ、之ヲ保護檢束シ、若クハ暴行ヲ加ヘ、公安ヲ害スルヤウナ虞ノアル者ニ對シマシテ、豫防檢束ヲスルコトニナツテ居リマス、サウシテ此檢束ハ、翌日ノ日出前ニ之ヲ釋放シナケレバナラナトヲ致シマスルト、檢束ノ目的ヲ達シマセイコトニナツテ居ルニ拘ラズ、サウ云フコ

门前ニ出シテ、又引戻シテ引戻シ検束ヲヤル、或ハサウ云フコトモセズシテ、繼續シテ二週間モ三週間モ検束ヲ繼續スル、或ハ問題ガ大キクナリマスルト、隣リノ警察署ト話合ヒマシテ、自分ノ警察ノ门前ニ出ルヲシテ之ヲ検束スル、即チ監廻シ検束ト云フコトガ頻ニ行ハレテ居リマス、斯ウ云フヤウナコトハ、人權踩躡ノ實ニ酷イコトデアリマシテ、國民ガ法ニ従ツテ、サウシテ自分等ハ法ノ保護ノ下ニ生活シテ居ルト云フ考ヲ持ツテ居ルモノガ、警察官ノ法ノ濫用ニ依リマシテ、斯ウ云フ下都合ノコトガ起スト云フ者ガ非常ニ多イノデアリマス、私共ハ斯ウ云フヤウナコトノナカラシメル爲ニ、此行政執行法ノ第一條第一項ノ次ニ、同ジ事由ヲ以テ再ビ検束スルコトヲ得ズ規定致シマシテ、此弊害ヲ取除キタ伊ト云フ精神デ、此提案ヲ致シタノデアリマス、或ハ警察官等ガ違警罪即決例ガ改正セラレ、今又行政執行法ヲ改正セラレタ時ニハ、吾々ガ犯罪人ヲ檢舉スルコトガ全イデハナイカト云フ非難ガアルコトヲ聞

イテ居リマスルガ、ソレハ所謂刑事訴訟法ニハ、犯罪捜査ノ爲ニ強制處分ト云フ  
コトヲ認メテ居リマスカラシテ、之ニ依ル  
ハ、更ニ司法省、内務省等ハ、警察官ガ犯  
罪ノ嫌疑者ヲ調ベルコトガ出來ルヤウナ法  
規ヲ制定致シマシテ、其法律ニ基イテ取調  
ヲ開始スルト云フコトニスレバ、人權蹂躪  
ノ聲ハ無クナルノデアリマスルノミナラ  
ズ、國民モ其法規ニ基イテ拘束セラレルコ  
トニ何等異存ハナインデアリマスルカラシ  
テ、左様ニ取計ヘバ今ノ弊害ハ除去スルコ  
トガ出來ルノデアリマス、故ニ斯ウ云フヤ  
ウニ之ヲ改正致シマシテ、司法警察官ノ威  
信ヲ高メ、サウシテ危險思想ノ醸成ヲナカ  
ラシメ、國體ノ基礎ヲ危クスルヤウナコト  
ノ無カラシメルニハ、此法案ノ改正ト云フ  
コトハ最モ必要デアルト考ヘテ居ルノデア  
リマスカラシテ、ドウゾ御贊成アランコト  
ヲ御願シテ已ミマセヌ

テ、被告ニ不利益ナ所バカリ調書ニ載セラレマシ  
コトガ多イノデアリマス、ソレバカリデハ  
ナイ、被告ハ自分ガ言ハントシタコトガ  
往々間違ヘラレテ調書ノ上ニ現ハレ、淡イ  
ト言、タコトガ濃イト現ハレ、紅ト言ウタコ  
ガ赤ト現レタコトガアリマシテ、法廷ニ  
持出サレタ時ニ、自分ハサウ云フ供述ヲシ  
タコトヘナイト言ウテ、調書ノ信憑力ニ疑  
ヲ持タセルヤウナ事實ガ今日多イノデアリ  
マス、ソレガ爲ニ非常ニ公判廷ニ波瀾ヲ捲  
起スコトガアルバカリデヘアリマセヌ、自  
分ノ言ハナイコトヲ書カレテ居ルト云フコ  
トニ憤リヲ發シマシテ、神聖ナルベキ裁判  
ニ、國民ガ喜ンデ服シナイヤウナコトガ  
往々ニシテアルノデアリマス、是デハ裁判  
ノ威信ヲ害スルバカリデヘアリマセヌ、無  
辜ノ民ガ往々ニシテ罰セラレルヤウナコト  
ガアリマシタナラバ、聖代ノ不祥事是ヨリ  
甚シキハナシト考ヘルノデアリマス、此意  
味ニ於キマシテ、所謂取調ヲ致シマスル時  
ニ、取調ラレテ居リマスル者ガ、今私ノ申  
上ゲルコトヲ速記ノ方法ニ依テ速記シテ、  
官ハ書記ニ命ジテ、速記ノ方法ニ依テ調  
戴キタイト云フコトヲ申出デマスレバ、取調  
ベル者ト調ベラレル者トノ訊問答辯ヲ調

ニ現ハシマシテ、之ヲ裁判上證據書類ト致  
シマスルナラバ、私ノ言ハナイコトヲ調書  
ニ書カレタノデアリマストカ、私ノ思フコ  
ト、違ツテ居リマスト云フヤウナコトノ申  
立ヲ、防グコトガ出來ルバカリデヘアリマ  
セヌ、本當ニ調書ニ信憑力ヲ持ツコトニナ  
ルノデアリマスルカラ、之ニ依テ裁判ノ威  
信ヲ高メルコトガ出來ルノデアリマス、此  
意味ニ於テ本案ヲ提出シタノデアリマスル  
ガ、此速記ノ方法ヲ用ヒルコトニナリマス  
ルト、裁判所ノ書記ニ速記ヲ教ヘナケレバ  
ナラヌ、又裁判所ノ書記ノ數ヲ殖ヤサナケ  
レバナラヌ、ソレデヘ財政困難ノ今日ニ於  
テ困ルデハナイカト云フ非難セアリマスル  
ケレドモ、其點ハ其速記ヲ要求スル者ヲシ  
テ費用ヲ一時負擔セシメテ置クト云フコト  
ニ致シマスレバ、國帑ヲ多ク費スト云フコ  
トニナラナイノデアリマスルカラ、決シテ是  
ハ實施不可能ノモノデハナイト考ヘテ居リ  
マスルカラ、是非此點ニモ御贊成アランコ  
トヲ御願シテ已ミマセヌ

ト言ヒマスルト、検事、被告人、辯護人ハ、  
豫審中何時デモ必要トスル處分ヲ豫審判事  
ニ請求スルコトガ出來ルト云フコトデアリ  
マス、検事ハ豫審ノ進行中ニ、其豫審記録  
竝ニ證據物件ヲ閲覽スル權能ヲ刑事訴訟法ノ  
三百三條ノ第三項ニ認メラレテ居リマス、  
又辯護人モ豫審判事ニ許ヲ得テ、書類及證  
據物件ヲ見ルコトガ出來ルトアルノデアリ  
マス、ソコデ被告人ニ對シマシテ、辯護士  
ガ附イタ時ニ、其辯護士ガ豫審判事ニ對シ  
テ、アノ調書ヲ見セテ下サイ、此證據物件  
ヲ見セテ下サイト請求シタ時ニ、今日ノ實  
際ハ豫審判事ハ全ク辯護士ニ對シマシテ記  
錄ノ閲覽ヲ許シマセヌ、證據物件ノ調査ヲ  
許シマセヌ、ソレガ爲ニ折角刑事訴訟法ニ  
豫審ニ於テ辯護士ヲ附ケルコトガ出來ルト  
云フ立派ナ法規ヲ設ケテ置キナガラ、其  
規定ハ空文ニナ、テ居ルノデアリマス、ソレ  
デハ辯護權ノ蹂躪ト云フコトニナル結果被  
告人ノ権利ヲ十分ニ擁護スルコトガ出來マ  
セヌ、是ハ在野ノ法曹竝ニ一度サウ云フ裁  
判ニ掛リマシタ人々ハ、非常ニ苦痛ト致シ  
テ居ル所デアリマスカラ、但書ヲ加ヘテ、  
豫審ノ進行ヲ妨ゲナイ時ニハ、豫審判事ハ  
ノ義務ヲ負ハセルト云フノガ、本法ノ提案  
ノ調書竝ニ證據物件ヲ辯護士ニ見セルコト

第十一ノ日程ヘ、身元保證ニ關スル件デ  
アリマシテ、御承知ノ如ク身元引受人、或  
ハ身元保證人ト云フモノハ、特別ニ何簡年  
間オ前サンノ身元ヲ引受ケルゾ、或ヘオ前  
サンニ不都合ナコトガアレバ幾ラノ金額ダ  
ケオ前ノヤツタコトニ責任ヲ持ツト云フヤ  
ウナ、特別ノ約束ヲ致シテ居リマスル時ハ  
問題ハ起リマセヌ、サウ云フ特別ノ約束ノ  
ナイ時ニ、身元保證ヲシタリ、或ハ引受ヲ  
シタリ致シマシタ結果、五年經チ、十年經  
チ、二十年經ツテ忘レテシマフテ、丁稚ニ入  
ル時身元保證ヲシタ者ガ、既ニ白髮ノ支配  
人ニナフタヤウナ時ニ、是ガ何等カノ理由デ  
金ノ使込ミラシタト云フヤウナ時ニ、何十  
年カノ後ニ、オ前ハ豫テ身元引受ヲシタカラ、  
其損害ノ保證ノ責ニ任ジナケレバナラヌト云  
フヤウナコトガアルバカリデナク、其引受ヲ  
致シマシタ者ノ相續人ガ、自分ノ先代ガ保  
證ヲシタト云フコトノ爲ニ、子ヤ孫ニ至ル  
マデ其責任ヲ負ハナケレバナラナイト云フ  
如キコトガ、今日裁判上實際ニ認メラレテ  
居ルノデアリマス、斯クテハ其身元引受、  
身元保證ヲ致シマシタ者ノ責任ガ、餘リニ  
重且ツ大デアルト私共ハ考ヘルノデアリマ  
已ミマセヌ

ス、故ニ身元保證契約ハ、其契約ヲシタ時  
カラ一一年間經テバ時效ニ依テ消滅スル、サ  
ウシテ其責任ヲ解除スルト云フコトガ最モ合  
理的デアルト考ヘルノヂアリマス、但シ商  
賣人ノ爲ニ、其丁稚ダトカ、使用人ヲ推薦シ  
テ、身元引受ナドヲシテ居ル時ニ、二年間  
デハ餘リニ短イト考ヘマスカラシテ、サウ  
云フ時ハ時效期間ヲ五箇年ト、斯様ニ定メ  
テ、其責任ヲ解除セシムルコトガモ必要  
デアラウト云フ考デ、此法案ヲ提出致シタ  
ノデアリマス、此法案ハ第四十四議會竝ニ  
第五十九議會ニ於テ衆議院ヲ通過致シマシ  
テ、貴族院ニ於テ審議未了ニ終、  
タ案デアリマス、是非是ハ皆様ノ御力ニ依テ、通過サ  
マス、是テ戴キタイト考ヘテ居リマス  
セテ戴キタイト考ヘテ居リマス

日程第十二ハ、利息制限法中改正法律案  
デアリマシテ、是ハ明治十年九月十一日布告  
第六十六號ト云フ、餘程以前ニ行ハレタ法律  
デアリマシテ、此法律ニ依リマスルト、百  
圓未滿ノモノハ一割五分、百圓以上千圓未  
滿ハ一割二分、千圓以上ハ一割ノ利息ヲ取  
ルコトガ出來ル、ソレ以上ノ利息ノ約束ヲ  
シテモ、裁判ニ訴ヘタ時ニハソレハ無效ニ  
ナルノダト云フコトガ、此立法ノ趣旨ニナフ  
テ居リマス、但シ裁判ニ訴ヘズ、御互同志  
カ約束ノ下ニヤフタ時ハ、幾ラ高イ利息ヲ定

メテモ、ソレハ差支ナイゾト云フコトニナフ  
テ居ルノデアリマスカラシテ、所謂高利貸  
ハ彼等ガ勝手ニ前利、棒利、手數料、口錢  
ト云フヤウナ名前ヲ付ケマシテ、例ヘバ千  
圓貨ス時ニ僅ニ五百圓カ四百圓貨シテ、ソ  
レ以外ノ金ハ色々ノ名稱ノ下ニ三天引ヲシテ、  
サウシテ負債ニ苦ンデ居ル人ヲ一層苦メ  
ルト云フヤウナ實情ニアルコトハ諸君御承  
知ノ通リデアリマス、故ニ斯ウ云フヤウナ  
弊害ヲ防イデ、サウシテ庶民階級ノ人ヲ保  
護シ、負債ニ苦ンデ居ル人ニ更生ノ途ヲ與  
ヘシムルニハ、此利息制限法中ノ制限額ヲ  
超過シタ時ニハ、裁判上無效ニ非ズシテ、法  
律上當然之ヲ無効致シマシテ、サウシテ裁  
判所ニ請求シテ、既ニ色々ノ名義ノ下ニ支拂  
テ居ル金デモ、取戻スコトノ出來ルト云  
フヤウニ致スコトハ、社會政策ノ上カラシ  
テモ最モ必要ナコトデアリマセウシ、彼ノ六十  
三議會ニ於キマシテ、金錢債務臨時調停法  
ガ皆様ノ御協賛ノ下ニ實施セラレテ、此庶  
民階級ノ負債ニ苦ンデ居ル人ヲ救助スルコ  
トノ、社會政策的立法ノ出來タコト、相俟、  
テ、此利息制限法ノ制定ハ、最モ必要ニア  
ラウト思フノデアリマス、唯茲ニ注意シナ  
ケレバナリマセヌコトハ、彼ノ質屋營業ト

云フヤウナ、僅カ十圓以下若クハ二十圓ニ  
十圓以下ノ金ヲ、緊急ニ之ヲ調達シナケレ  
バナラヌト云フヤウナ必要ノアル場合ニ、  
此利息制限法ニ支配セシムルト云フコトハ、  
多少ノ問題ガ残ラウト思ヒマスカラ、斯  
ウ云フ點ニ對シテハ更ニ特別法デモ制定シ  
テ、之ヲ保護スル必要ガアルノデハナカラ  
ウカ、是等ノ點ハ更ニ委員會ニ於テ十分慎  
重審議ヲ御願致シタイト、斯様ニ私ハ考ヘ  
テ居ルノデアリマス

間ニ對シテ正々堂々ト行動スペキコトニ  
モ、色々ナ障碍ヲ來シ、不良少年少女ト化  
シ、危險思想ヲ醸成スルニ至ルコトガ非常  
トノ支配ヲ受ケマスル者ノ中ニモ、此私生  
子ト云フ者ガ非常ニ數ガ多イノデアリマ  
ス、私共ハ斯ウ云フヤウナ憐レナル國民ニ  
對シマシテ、サウ云フ妙ナ考ヲ有タセナイ  
ヤウニ、極ク暢ンビリトシタ成育ガ出來、  
國家ノ爲ニ奉公ノ誠ヲ盡スコトノ出來ルヤ  
ウニスル爲ニハ、唯此私生子ト云フ名稱ヲ  
改メサヘスレバ、彼等ハサウ云フヤウナ弊  
害ニ陥ラヌデ之ヲ救フコトガ出來ル、ソレ  
ニ付テ色々考究ヲ致シタノデアリマスルガ、  
母ノ子ト云フコトハヲカシイケレドモ、是  
ハ戸籍ノ記載等ニサウ云フヤウニ書ケバ宜  
イノデアリマシテ、例ヘバ「ウメ」ト云フ女  
ガアレバ、其「ウメ」長女「ハナ」、「ウメ」長男  
「一郎」ト云フヤウナ風ニ認メマスレバ、弊  
害ハナイト思フノデアリマスルカラ、之ヲ  
一ツ改メテ、サウシテ、精神上ノ苦痛、危  
險思想ノ惹起ヲ防ギ、犯罪ヲ敢行スル者ヲ  
少ナカラシメルト云フヤウニ致シタイハデア  
リマス、私共ガ實際法律ヲ取扱テ居リマ  
スル時ニ常ニ感ジマスルコトハ、自分ノ子

ヤ、若クハ自分ノ不品行ノ爲ニ、斯ウ云フ

ヤサナ子供ヲ生マセルコトヲ恥ヂ、生レタ

他人ノ子トシテ生レタヤウニ、虚偽ノ戸籍

居ラスルコトガ多イノデアリマス、是ガ爲ニ  
刑法上ノ犯罪ヲ爲スト云フコトニナルノ

デアリマシテ、斯ウ云フヤウナコトヲ行フ  
コトノ出來ナイヤウニスル一ツノ方法トシ  
テモ、今ノ提案ハ目的ヲ達スルノニ都合ガ  
好イヤウニ考ヘルノデアリマスルカラ、是

非一つ御贊成ヲ御願致シタインデアリマス

第十四日程ノ計量法士法、是ハ度量衡器、

計量器、又ハ之ニ依ル計量若ハ商品量目ノ  
検査、調査、鑑定、證明等ヲ業トスル者ヲ

計量士ト名ヲ付ケマシテ、是等ノ者ニ責任

ヲ持タセテ、斯ウ云フ計量器ノ検査、調査

鑑定、證明等ヲサセタイト云フノガ立法ノ

趣旨デアリマス、之ニ是非御贊成ヲ御願ヒ

シテ已ミマセヌ

ソレカラ度量衡法中改正法律案ハ、既ニ

計量士ト云フ計量ニ關スル責任者ガ、國家  
試験ヲ經テ採用セラレタナラバ、斯ウ云フ

者ガ其計量器ノ検査、調査ト云フヤウナコ

トヲ致シタ時ニハ、計量士以外ニ、國家ガ

斯ウ云フ物ニ對シテ調査スルトカ、取締ヲ

スルトカ云フコトヲ省略スルコトノ出來ル

ト云フ意味ニ於テ、度量衡法中ノ一部ヲ改

正シタイト云フノガ本案提出ノ理由デアリ

マス、之ニ對シマシテハ、全國ノ此計量ニ

關シマスル數万ノ人ガ、請願書ヲ當議會ニ

提出致シテアルノデ、ザイマスカラ、是ハ  
請願委員諸君ニ於カレテモ、此實情ニハ十

分御了解ヲ得ラレテ居ルト思フノデアリマ

ス、ドウゾ是等ノ諸法律案ニ對シマシテ慎

重審議ノ上是非御贊成ノアランコトヲ御願

致シマシテ、提案理由ノ説明ヲ了ル次第テ  
アリマス(拍手)

○上田孝吉君 日程第八乃至第十五ノ八案  
ヲ一括シテ、議長指名九名ノ委員ニ付託セ  
ラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議

アリマセヌカ

○上田孝吉君 残餘ノ日程ヲ延期シ、本日

ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議

ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ動議ハ可決セラレマシタ、次會ノ

日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ

是ニテ散會致シマス

午後二時十八分散會

衆議院議事速記録第四號中正誤

頁段行誤

正

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——此際御

報告スペキコトガアリマス、書記官ヲシテ

ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——此際御

報告セシメマス

衆議院議事速記録第七號中正誤

頁段行誤

正

一〇四三九「政友會ト」ノ以下二字削除

同二四「所謂」ノ以下二字削除

一一三一八武智勇記君 武知勇記君

同九 武智勇記君 武知勇記君

(特第一號)昭和七年度各特別會計歲入歲

出豫算追加案

朝鮮事業公債法中改正法律案

樺太事業公債法中改正法律案

(以上二月二十八日提出)

○上田孝吉君 残餘ノ日程ヲ延期シ、本日

ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議

ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ動議ハ可決セラレマシタ、次會ノ

日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ

是ニテ散會致シマス

午後二時十八分散會

衆議院議事速記録第七號中正誤

頁段行誤

正

三九一二公債發行ニ關

スル建議案

公債發行ニ關

スル法律案

衆議院議事速記錄第七號中正誤

頁段行誤

正

一〇三一五午後一時開會 午後一時開議

同二六蠶絲部長 蠶絲局長

衆議院議事速記錄第七號中

頁段行誤

正

同二四「所謂」ノ以下二字削除

一一三一八武智勇記君 武知勇記君

同九 武智勇記君 武知勇記君

官報號外

昭和八年一月二十九日

衆議院議事速記録第八號

一三四